

No.	質 問	回 答
1	変更契約は電子契約の対象となるか。	当初契約の時点で電子契約を選択した場合は、変更契約も電子契約の対象となります。
2	当初契約と変更契約で、変更契約から紙契約になる可能性はあるか。当初契約が電子契約の場合は変更契約も電子契約になるのか。	基本的には、当初契約が電子契約であれば変更契約も電子契約となります。事業者様側から紙契約を希望する旨のお申出がある場合には、変更契約を紙契約にすることは可能です。
3	契約ごとに電子契約か紙契約かの選択ができるのか。	案件ごとに電子契約か紙契約かを選択をしていただきます。電子契約を希望する場合は、開札後に電子契約利用申出書を一宮市に提出してください。
4	電子入札をする段階で意思表示できるようにならないか。	一宮市では、落札決定した事業者様からのみ電子契約利用申出書をご提出いただく運用のため、入札の段階で申出書をご提出いただくということは考えておりません。
5	事業者側に費用負担はないのか。	事業者様側には、電子契約利用についての費用は発生しません。メールアドレスなどインターネット環境があれば、費用負担なくご利用可能です。 ※電子契約サービスを利用する際に発生するインターネット通信料は事業者様の負担となります。
6	電子契約締結後、署名完了メールのダウンロードリンクから14日以内にダウンロードしないとどのような問題が発生するのか。また、14日経過後に契約書をダウンロードしたい場合はどうすればいいのか。	電子契約締結後の契約書のダウンロード期間は下記のとおりです。 ①署名完了メールの「ダウンロード」リンクからダウンロードが可能な期間： <u>電子契約締結後14日以内</u> ②GMOサインの無料アカウントに保管が可能な期間： <u>電子契約締結後30日以内</u> ③署名完了メールに契約書PDFが添付されている場合： <u>期間制限なし</u> <u>※通常メールは6MB以内、キャリアメールは2MB以内は契約書PDFが添付される仕様となっております。</u> 上記①のダウンロード期限を過ぎ、②GMOサインの無料アカウントに保管がされておらず、③メールに契約書PDFが添付されていない又はメールを削除してしまった場合、契約書原本のPDFデータを事業者様側で取得できなくなります。事業者様側から契約書PDFをダウンロードすることができなくなった場合は、情報公開制度を利用し一宮市に契約書の発行を申請してください。 ※②GMOサインの無料アカウントへの保管については以下のヘルプセンターをご参照ください。 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4413766693273

No.	質 問	回 答
7	契約書を紙に印刷した場合、契約が締結されたことを証明する方法はあるか。	署名完了メールに、契約書PDFとは別に電子契約締結証明書PDFが添付されます。電子契約締結証明書には、契約書に付与された書類ID、署名者、合意の日時等が記載されています。契約書と電子契約締結証明書に同じ書類IDが記載されていることから、書類IDを組み合わせることにより、電子契約が締結済であることを証明できます。質問No.6と同様に事業者様側からダウンロードすることができない場合は、情報公開制度を利用し一宮市に発行の申請をしてください。
8	メールに記載のURLをクリックするだけで電子署名完了となるが、本人署名の担保はあるのか。	立合人型で署名を行うため、メールアドレスをもって本人性の確認をします。一宮市では入札参加資格申請で登録している契約営業所のメールアドレスを電子契約に使用しますので、署名に適さないメールアドレスを登録している場合は、あいち電子調達共同システムよりメールアドレスの変更手続きをしてください。
9	操作マニュアルは別途掲載されるのか。	説明会の資料に操作方法（マニュアル）を記載しておりますのでご確認ください。
10	随意契約、少額の請書を交わす工事は対象外か。また少額の工事等でも電子契約を行う予定はあるか。	契約課で入札を行う建設工事等から導入し、活用状況をみながら随意契約等への拡大も検討していく予定です。
11	病院事業部、上下水道部が発注する案件についてはいつ頃から電子契約を利用できる予定ですか。	病院事業部・上下水道部の案件についての導入時期は未定です。利用できるようになりましたらホームページ等でお知らせします。